

5 計画の推進体制

男女共同参画社会の形成を図るためには、男女を取り巻く社会的背景を踏まえたうえで、あらゆる分野での取組みを展開することが重要であり、第4章において述べた取組みについて、総合的かつ計画的に施策の推進を図ることが必要です。

また、町が直接行う施策だけではなく、関係機関、企業、住民等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取組みを展開することが期待されており、男女共同参画に関する施策を着実に推進するために、その基盤となる推進体制のより一層の充実が求められています。そのため本計画の実施においては、総合的かつ効果的に推進するため、庁内各課との調整・連携を図りながら全庁的に取組みます。

また、本計画の進行管理は、担当各課により事業進捗管理を行い、「毛呂山町男女共同参画推進会議」に諮り、住民と庁内担当各課の連携と整合性のとれた施策を推進します。

6 計画の評価方法

毎年度各施策の進捗状況を調査し、各施策の進行管理を行います。また、毛呂山町男女共同参画推進会議等において、各担当課で設定した目標値・評価の視点を用いてそれらを評価し、次年度の改善へつなげていきます。

なお、各担当課での事業実施については、「PDCA(P:計画、D:実行、C:確認・評価、A:改善)サイクル」を構築し、計画の評価・改善を行っていきます。

■PDCAサイクルのイメージ図



第三次 もろやま男女共同参画プラン 〈概要版〉

平成28年3月発行

発行 毛呂山町

編集 総務課 自治振興係

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

電話：049-295-2112 FAX：049-295-0771

URL：http://www.town.moroyama.saitama.jp



第三次 もろやま男女共同参画プラン 〈概要版〉

(毛呂山町DV防止基本計画・毛呂山町女性活躍推進計画)

～ 認め合い 男女できずく 毛呂山の誇り ～



1 はじめに

毛呂山町では、一人ひとりが性別にかかわらず、お互いにその人らしさを尊重し合い、個人の能力を発揮し、多様な生き方ができる社会の実現に向けて、平成11年3月に「もろやま男女共生プラン」を策定し、平成18年3月には「第二次もろやま男女共生プラン」を策定しました。

本計画は、第二次計画の計画期間が、平成27年度で終了するため、これまでの取組みの成果や検証、住民意識及び社会経済状況の変化等を踏まえて、新たな課題への取組みを示し、「第三次もろやま男女共同参画プラン～認め合い 男女できずく 毛呂山の誇り～」として策定したものです。

なお、この計画は、「毛呂山町DV防止基本計画」及び「毛呂山町女性活躍推進計画」を含みます。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、平成18年3月に策定した「第二次もろやま男女共生プラン」を引き継ぎ、以下に定めます。

「一人ひとりが性別にかかわらず、お互いにその人らしさを尊重し合い、個人の能力を発揮し、多様な生き方ができる社会をつくります」

～ 認め合い 男女できずく 毛呂山の誇り ～

※きずく＝「気付(づ)く」、「築く」

3 計画の体系

基本目標	施策の方向
I 男女共同参画の意識づくり	①男女共同参画に関する意識啓発の推進
	②男女共同参画に関する学習機会の提供
II 女性が働き続けるための条件整備	①多様な就労環境の整備
	②女性が働き続けるための条件整備
	③ワーク・ライフ・バランスの推進
	④女性のエンパワーメントの促進
III 社会活動への女性の参画促進	①政策決定過程への参画促進
	②地域社会活動への参画促進
	③情報化の促進
	④国際理解の促進
	⑤あらゆる分野における男女共同参画の推進
IV 女性の健康と福祉の向上	①くらしの安定と福祉の充実
	②女性の保護と健康
	③配偶者や恋人からの暴力対策の推進

毛呂山町
女性活躍
推進計画

毛呂山町
DV防止
基本計画

I 男女共同参画の意識づくり

女性も男性も性別にとらわれることなく個性や能力を十分発揮できる社会を形成するため、その環境やしぐみを整えていくことが求められていますが、その大前提に位置するものが「意識づくり」です。

町民一人ひとりが男女共同参画問題に関心を持ち、自分自身の問題としてとらえ、その解決の必要性を認識することが重要です。

男女共同参画の推進に向けて、家庭・学校・地域社会において教育、啓発活動の推進、人権についての学習を幅広く進めます。

【施策の方向と基本施策】

- 1. 男女共同参画に関する意識啓発の推進
 - (1) 固定的性別役割分担意識の解消
 - (2) 人権と性の尊重
 - (3) 科学技術の進展と男女共同参画
 - (4) 男女共同参画に関する情報収集と提供
- 2. 男女共同参画に関する学習機会の提供
 - (1) 家庭における男女共同参画の推進
 - (2) 学校における男女共同参画の推進
 - (3) 社会における男女共同参画の推進

II 女性が働き続けるための条件整備

女性の社会進出の拡大・就労形態の多様化、核家族化等により、多様な保育サービスが求められています。このような保育ニーズに、柔軟に対応できるよう取組むとともに、利用しやすい保育環境づくりに努めます。

育児や介護により女性の就労継続が困難にならないよう企業・事業所に対し、育児・介護休業法の普及啓発を図り、休業者が円滑に職場復帰できるよう支援します。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性のエンパワーメントの促進等、固定的性別役割分担意識を見直し、個性や能力を発揮した生き方が尊重される環境の整備に努めます。

【施策の方向と基本施策】

- 1. 多様な就労環境の整備
 - (1) 職業能力向上の支援
 - (2) 雇用の安定と拡大
 - (3) 職場における男女格差の解消
 - (4) 多様な働き方を可能にする条件整備
- 2. 女性が働き続けるための条件整備
 - (1) 子育て支援の充実
 - (2) 育児、介護休業制度の促進
- 3. ワーク・ライフ・バランスの推進
 - (1) 仕事と生活の両立支援
 - (2) 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
 - (3) 男性にとっての男女共同参画の推進
- 4. 女性のエンパワーメントの促進
 - (1) 女性の人材育成
 - (2) 女性のチャレンジ支援

毛呂山町女性活躍推進計画



III 社会活動への女性の参画促進

男女共同参画社会を形成していくためには、女性が社会活動に参加していくとともに、政策や方針を決定する場へ参画し、女性の意思や考え方を反映させていくことが必要です。各種委員会・審議会等への女性の積極的な登用を進めます。また、防災の分野など、あらゆる分野において男女がともに地域活動に参加しやすい環境、条件整備を押し進めます。

【施策の方向と基本施策】

- 1. 政策決定過程への参画促進
 - (1) 男女共同参画の促進
 - (2) 女性職員の職域拡大と登用
 - (3) 町の広報における男女共同参画の視点への配慮
- 2. 地域社会活動への参画促進
 - (1) 地域活動の参画促進
 - (2) ボランティア活動の参画促進
 - (3) 女性団体の育成
 - (4) 活動拠点の整備
- 3. 情報化の促進
 - (1) 情報化の推進体制の整備
 - (2) 情報提供の推進
- 4. 国際理解の促進
 - (1) 国際理解の推進
 - (2) 国際交流の推進
- 5. あらゆる分野における男女共同参画の推進
 - (1) メディアにおける男女の人権の尊重
 - (2) 防災の分野における男女共同参画の推進

IV 女性の健康と福祉の向上

女性が家庭・職場・地域の中で安心して活躍するためには、男女がお互いの身体特性を理解し、ともに健康づくりに努めていくことが大切です。

女性が生涯を通じて、女性自らが心と身体の健康状態を自己管理できるように、指導體制の整備や健康管理に対して啓発・普及活動に努めます。また、女性に対する心身の暴力の防止に向けて啓発を促進するとともに、その保護について支援していきます。

【施策の方向と基本施策】

- 1. 暮らしの安定と福祉の充実
 - (1) ひとり親家庭の支援
 - (2) 障がい者への支援の充実
 - (3) 介護への支援
 - (4) 高齢期の生活支援
- 2. 女性の保護と健康
 - (1) 母性保護の支援
 - (2) 性差を踏まえた健康づくり
- 3. 配偶者や恋人からの暴力対策の推進
 - (1) 暴力を許さない社会づくりの推進
 - (2) 被害者の安全確保と支援体制の充実
 - (3) 安心して生活再建するための自立支援の充実
 - (4) 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

毛呂山町DV防止基本計画

